

## SNS 等におけるなりすまし型「偽広告」への対応に関する ヒアリングシート

### 1 前提：対象サービス・サービス規模について

Q 1 貴社又は貴社の関連会社が直近で把握している日本国内における平均月間アクティブユーザー数が 1,000 万人以上であるソーシャルネットワーキングサービスその他交流型のプラットフォームサービス（以下「SNS 等」という。）（他のサービスに付随して提供される SNS 等を除く。）のサービス名（以下「対象サービス」という。）について、御教示下さい。

- ◆ 以下の質問については、Q 1 で御回答頂いたサービス（以下「対象サービス」という。）について御回答下さい。
- ◆ 各質問に対しては、原則としてそれぞれの対象サービスごとに分けて御回答下さい。ただし、対象サービスの全部又は一部に共通の御回答内容となる場合は、その旨を付記して御回答下さい。
- ◆ 各質問にある取組を現時点で実施していない場合でも、実施する予定があるときは、可能な限り当該予定の内容（実施予定時期を含む。）について、御回答内容に含めて記載下さい。なお、その際は、既に実施済の取組なのか、実施予定の取組なのかが明確になるよう記載下さい。

### 2 広告出稿時の事前審査等について（総務省要請 記 1 関係）

#### Q 2 - 1

総務省要請の記 1 ①を踏まえ、広告の事前審査基準を新たに策定した場合、次の 3 点を御教示下さい。

なお、当該要請前に、既に当該基準を策定していた場合は、Q 2 - 2 を御回答下さい。

- (1) 広告の事前審査基準の名称及び当該基準の公表 URL
- (2) 広告の事前審査基準の内容の概要（当該基準により広告の掲載を認めない内容等）
- (3) 広告の事前審査基準の見直しの時期

#### Q 2 - 2

総務省要請前に、既に広告の事前審査基準を策定していた場合、当該要請の記 1 ①を踏まえた対応について、次の 3 点を御教示下さい。

- (1) 広告の事前審査基準の名称及び当該基準の公表 URL
- (2) 既存の広告の事前審査基準の実効性を確認し、対応が不十分な点を踏まえた当該基準の改訂内容
- (3) 広告の事前審査基準の見直しの時期

### Q 2 - 3

総務省要請の記 1 ②を踏まえた対応について、次の 6 点を御教示下さい。

- (1) なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態の把握方法
- (2) (1) により把握した、なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態の概要
- (3) なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態を踏まえ、当該手口・実態に応じた審査を実施するための対応の内容（例えば、「クローズドチャットを遷移先としたなりすまし型「偽広告」など特定の手口が多発している場合は、審査において取り扱わないこととしている」といった内容等）  
※ 詐欺の手口・実態等を踏まえた広告の事前審査について、要請において例示した「クローズドチャットを遷移先として設定した広告を原則として取り扱わない」方法を採用しなかった場合には、その理由を併せて御教示下さい。
- (4) なりすまし型「偽広告」では、著名人の画像が用いられているものが多いところ、審査の中で、肖像使用の許諾を確認している場合は、その内容
- (5) なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態を踏まえた審査により、掲載を認めなかった広告の件数（件数の回答に当たっては、例えば、「クローズドチャットが遷移先として設定されていたため、●件の広告の掲載を認めなかった」など、可能な限り、理由とともに件数を御回答ください。）
- (6) 今後、なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態を踏まえ、審査方法の見直しを行う際の契機や基本的な考え方

### Q 2 - 4

総務省要請の記 1 ③を踏まえた対応について、次の 2 点を御教示下さい。

- (1) 総務省要請の記 1 ①の対応を確実に実施するための事前審査体制の整備状況（日本語並びに日本の社会、文化及び法令を理解する者の配置状況や A I 等技術の利用状況など）とその公表 URL
- (2) 上記 (1) の体制において、なりすまし型「偽広告」など問題のある特定の種類の広告が今以上に増加した場合にも適正な対応が可能となるよう実施している工夫（例えば、対応人員を迅速に増加させられるような人事制度上の工夫、A I 等技術の迅速なチューニングを可能にするような技術上の工夫など）があれば、その具体的内容

### Q 2 - 5

総務省要請の記 1 ④を踏まえた対応について、次の 3 点を御教示下さい。

- (1) 当該要請以降に、なりすまし型「偽広告」によってなりすまされた被害者（その法定代理人を含む。以下同じ。）から通報があった場合における当該被害者の人数
- (2) 当該通報以降、なりすまし型「偽広告」の事前審査で強化した内容
- (3) 当該通報以降、当該被害者に関するなりすまし型「偽広告」として掲載しなかった広告の件数

## Q 2 - 6

総務省要請の記 1 ⑤を踏まえた対応について、次の 3 点を御教示下さい。

- (1) 総務省要請前に実施していた事前審査における広告主（出稿する広告の内容を最終的に決定する権限を有する主体をいう。以下同じ。）の本人確認（本人確認書類の確認等を通じた身元確認と、当該身元確認済みの本人による広告出稿であることについての本人認証の双方を含む。以下同じ。）の方法（広告主の属性や出稿内容により、通常よりも厳格な本人確認を行う場合があったときは、当該厳格な本人確認の方法及びその適用条件を含む。また、身元確認の際に本人確認書類の提出を求めていた場合は、その内容を含む。）  
なお、広告主以外の第三者（広告代理店など）による広告出稿に関し、広告主の本人確認とは別途、当該第三者の本人確認を行っていたときは、当該第三者の本人確認の方法もご回答ください。また、広告主の本人確認を当該第三者に委ね、貴社として独自に広告主の本人確認を行っていなかった場合は、当該第三者による広告主の本人確認が十分であることの確認方法を御回答ください。
- (2) 総務省要請後、上記（1）の方法やその実効性を検証し、対応が不十分な点を踏まえた改善を行った場合、当該改善の具体的内容
- (3) 上記（2）の改善の結果、改善後に掲載を認めなかった広告のうち、改善前の本人確認方法であれば掲載を認めていたと思われるものの件数

### 3 なりすまし型「偽広告」の削除等について（総務省要請 記 2 関係）

総務省要請の記 2 を踏まえた対応について、次の点を御教示下さい。

- Q 3 - 1 自らが提供する SNS 等において流通するおけるなりすまし型「偽広告」に関する、利用規約等を踏まえた対応状況
- Q 3 - 2 なりすまされた被害者からの削除申出を受け付ける方法の具体的内容及び当該方法を公表しているページの URL
- Q 3 - 3 なりすまし型「偽広告」について、なりすまされた被害者から削除申出を受けた際の対応状況（申出を受けてから判断を行うまでの期間や、判断を行った申出者に対する通知の実施状況を含む。）
- Q 3 - 4 削除等の実施に関する基準のうち、なりすまし型「偽広告」に係る基準及び当該基準を公表しているページの URL
- Q 3 - 5 なりすまし型「偽広告」に係る削除の申出件数及び実施件数
- Q 3 - 6 なりすまし型「偽広告」に係るアカウント停止の申出件数及び実施件数
- Q 3 - 7 削除等の対応に当たる人的・技術的体制（特に、削除等の対応に当たる人材のうち日本語を理解する者の人数）

### 4 その他

- Q 4 - 1 以上の御回答のほか、なりすまし型「偽広告」の流通を防止するために、貴社が実施している取組や今後実施予定の取組等（例えば、詐欺と疑わしいリンクが表示されている場合は、ポップアップで警告を表示させるようにした等）がございましたら、その内容をご回答ください。

以上